

消防法の一部を改正する法律の概要 <消防と医療の連携の推進>

《背景》

- 救急搬送において、搬送先医療機関が速やかに決まらない事案があること。
- 救急隊が現場に到着してから傷病者を病院に収容するまでの時間が延びていること。(平成9年:19.9分→平成19年:26.4分)



消防機関と医療機関の連携を推進するための仕組み及び救急搬送・受入れの円滑な実施を図るためのルールが必要

《改正概要》

1 救急搬送・受入れに関する協議会の設置

- 都道府県に、傷病者の搬送・受入れの実施基準についての協議及び実施基準に基づく傷病者の搬送・受入れの実施に係る連絡調整を行う協議会(消防機関、医療機関等で構成)を設置すること。
- 協議会は都道府県知事に対し、実施基準や傷病者の搬送・受入れの実施に関し必要な事項について意見を述べることができること。

2 救急搬送・受入れの実施基準の策定

- 都道府県が傷病者の搬送・受入れの実施基準を策定し、公表すること。
 - { ① 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われる医療機関のリスト
 - ② 消防機関が①のリストの中から搬送先医療機関を選定するための基準
 - ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
 - ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するための基準

協議会

都道府県に設置

○ 構成メンバー

- ・消防機関の職員
- ・医療機関の管理者又はその指定する医師
- ・診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
- ・都道府県の職員
- ・学識経験者等(都道府県が必要と認める者)

○ 役割

- ・傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する協議
- ・実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に関する連絡調整(調査・分析など)

都道府県
知事

意見具申

- ・実施基準
- ・搬送・受入れの実施に
関し必要な事項

関係行政
機関

協力要請

- ・資料提供
- ・意見表明

実施基準

都道府県が策定・公表

- ① 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われる医療機関のリスト
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するための基準
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するための基準

※ 都道府県の全域又は医療提供体制の状況を考慮した区域ごとに定める。

総務大臣
厚生労働大臣

情報提供
等の援助

・医学的知見
に基づく
・医療計画
との調和

等

消防機関

傷病者の搬送に当たり、
実施基準を遵守

医療機関

傷病者の受入れに当たり、
実施基準の尊重に努める

基準策定時
に意見聴取

協議会